

JBC ボール検査合格証の記入について

実施日 2019年12月

JBC ボール検査合格証 (記入例)

JBC		ボール検査合格証		No.○○○○○○○	
氏名	東京 太郎		所属	東京都	
J.B.C No.	13-A-○○○○○		硬度	75	
ボール名	例1) Black Diamond Particle Pearl				
	例2) ブラックダイヤモンドパーティクルパール				
ボールNo.	j p○○○○○	公認	WB	○	JBC
重量	6.97k g	指穴数	3	プラグ	無)有()
有効期限 2019年5月1日より1年間有効					

公益財団法人 全日本ボウリング協会

本証の有効期間は1年間とする

本証受領後ボールにプラグ等の再加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならない。

ドリル日 2019年5月1日

(No.○○○○○-13号)

公認ドリラー名.....青森花子.....

(No.○○○○○-13号)

検査員名.....佐賀三郎.....梅賀

連盟名.....東京都ボウリング連盟.....

氏名・所属・J.B.C.No.

JBC会員証に記載されている、氏名、所属(連盟)名、JBC会員番号を記入する。

※ボール検査合格証の有効期間内に、年度切り替え等により、氏名、所属(連盟)名、JBC会員番号が変わった場合は、新しい氏名、所属(連盟)名、会員番号を訂正してそのまま使用する。

※訂正箇所には、JBC公認ボール検査員が確認し捺印する。(訂正印は氏名・会員番号・所属のみ使用可能)

ボール名・ボールNo.・公認(WB・JBC)欄

ボール名は、ドリル証明証のボール名をWB(アブルーブリスト)・JBC公認ボール(ホームページ)で確認して記入する。(例1・例2の様にボール名は英文字・カタカナ記入どちらでもよい)

WBかJBCの公認が確認できたらどちらかに「○」印を付ける。

ボールNo.は、ドリル証明証とボールに刻印されている番号を確認して記入する。

硬度

デュロメーターDにより、3箇所以上を所定の方法で測定し、その平均をそのボールの硬度とする。(競技終了すぐの測定はしないこと、測定時は室温20~25度で計測すること)

重量

ボールの重量は必ず「キログラム」単位で記入すること。

「重量」は台秤で計量することを原則とする。※小数点1ケタ~2ケタまで記入してもよい

指穴数・プラグ「無・有()」

ドリル証明証を確認してボール検査合格証に記入する。

※プラグをする時のソリッドでのプラグは、中に空洞ができるため禁止。

※ボールの表面に付いた傷をプラグした時は、プラグ数に含まない。

※有に○を付けた場合は()の中に数を記入する。

※プラグ数と指穴数の訂正は2021年7月30日まで有効期間のカードについて訂正を可能とする。

(訂正する場合は再度検査を実施し規格内におさまっていることを確認してからボール検査員が訂正し捺印すること)

有効期間

「ボール検査合格証」の有効期間は、検査日から翌年の検査日の前日までの1年間とする。
(年度有効期間ではありません)

JBC公認ボール検査員が責任を持って有効期間を記入すること。

有効期間の記入は始まりの年月日のみ記入する。

例) 2019年5月1日より1年間有効

年の所は西暦で記入する、年号が記載されたカードは年号を訂正して記入する。

例) 平成2019年5月1日

公認ドリラー名・ドリル日

ボール検査に合格したらボール検査員がドリル証明証を確認して公認ドリラー名・ドリラーNo. (ブロンズ・シルバーの資格を持っている方がドリラーNo.の前にBかSが付いているNo.でドリル証明証に書いてあった場合はそのまま合格証に記入する)・ドリル日を記入する。公認ドリラー印は押さなくてよい。

※検査するボールに対し、JBC公認ドリラーとJBC公認ボール検査員は、同じであってはならない。

※継続について、一度ボール検査を受け、「ボール検査合格証」の有効期間が失効し、加工等は一切しないで引き続き使用する場合は、JBC公認ボール検査員が、失効した「ボール検査合格証」か「ドリル証明証」のJBC公認ドリラー名と番号・ドリル日を確認・記入する。

※新規に検査するボールは、ドリル証明証を確認する。

※ドリラーの印の所に印が押してあっても使用可能

※ドリル日は継続の場合のみ年号での記入をしてもよい。新規のドリルの場合は西暦で記入する。
(年号が入っているカードについては上記の有効期間と同じように訂正してよい)

検査日、検査員名、連盟名

ボール検査に合格した場合に、JBC公認ボール検査員の責任において、「検査員名」・「登録番号」を記入し、JBCに登録した印鑑を押す。(検査日は記入しなくてよい)

連盟名はボール検査員に販売(公認ドリラーもボール検査員の資格を持っておりますのでドリラーにも販売をお願いいたします。)する時に連盟が連盟印を押す。

JBC公認ボール検査員が、自分のボールを検査することは認める。

※ドリル前に「ボール検査合格証」に署名捺印をし、発行することは禁止する。

(ボール検査前に「ボール検査合格証」にJBC公認ボール検査員氏名が捺印された「ボール検査合格証」を発見した場合は、このJBC公認ボール検査員の資格を取消す)

有効期間内の再加工等について

「ボール検査合格証」の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は必ず再検査をし、新しい「ボール検査合格証」を発行する。

同じボールを2人で使用する場合について

同じボールを2人で使用する場合は、それぞれの選手に「ボール検査合格証」が必要です。

JBC公認ドリラー・JBC公認ボール検査員に不正があった場合について

JBC公認ドリラー・JBC公認ボール検査員に不正があった場合は、即座に資格喪失とし、発行された「ボール検査合格証」は無効とする。

ボール検査合格証発行について

- ・「ボール検査合格証」は、選手の所属連盟において所属のボール検査員が検査をして発行するものとする。その際、所属連盟が定めているボール検査料金を納入する。
- ・「ボール検査合格証」は、鉛筆及び消せるボールペン等での記入を禁止する。

公益財団法人 全日本ボウリング協会 認証部 発行